



D **KITASHIN** 2019 DISCLOSURE

【きたしんディスクロージャー】

リンゴのマークの<きたしん>です

北郡信用組合



目次

経営理念	1
基本方針	1
北郡信用組合の概要	1
職員数・組合員数	1
ごあいさつ	2
事業方針	2
経営環境・事業概況	2
役員一覧	3
会計監査人の氏名又は名称	3
事業の組織	3
業績の推移	
預金残高	4
貸出金残高	4
主要な経営指標の推移	4
経営の健全状況	
自己資本比率の推移	4
金融再生法開示債権及び同債権に対する 保全状況（正常債権除く）	4
総代会	
第67期通常総代会のご報告	5
臨時総代会並びに総代との懇談会	5
当組合の総代会制度	6
総代選挙区および総代一覧	6
総代の属性別構成比	6
地域密着型金融の取組み状況	7
中小企業の経営改善及び 地域活性化のための取組み状況	8
トピックス	9
当組合のあゆみ	10
主要な事業の内容	10
コンプライアンス（法令等遵守）態勢	11
リスク管理態勢	11
金融円滑化に関する基本方針	12
キャッシュカードの安全対策について	12
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
資料編	13
地区一覧・店舗一覧	29
索引	30

経営理念

奉仕 私達一人ひとりが、お客様の立場に立ち、常にお客様の発展につながる、真心をいただき奉仕します。

信頼 私達は、お客様とのゆるぎない信頼関係を築きます。

健全 私達は、地域に根ざした金融機関として、健全な経営体質を作ります。

基本方針

地域にとって必要不可欠な金融機関として、その役割を果たし、地域社会の発展に貢献する。

北郡信用組合の概要

- 名称 北郡信用組合
- 本店所在地 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
- 創立 昭和27年10月7日
- 出資金 878百万円
- 組合員 20,022名
- 店舗数 11店舗
- 預金 97,500百万円
- 貸出金 54,881百万円

平成31年3月末現在

職員数・組合員数

区分	平成30年3月31日 現在	平成31年3月31日 現在
職員数	128名	124名
組合員数	19,910名	20,022名
法人	1,134社	1,151社
個人	18,776名	18,871名



本店全景

ごあいさつ

皆様には日頃より格別のご愛顧を賜わり厚くお礼を申し上げます。
当組合は、「奉仕」、「信頼」、「健全」を経営理念として、地域の皆様との「であい」と「つながり」を大切に、地域社会の発展に貢献できるよう努めております。

ここに、平成30年度の当組合の経営方針や経営内容などについて、「きたしんディスクロージャー2019」として取りまとめいたしました。

私ども「きたしん」を深くご理解いただくうえで高覧いただければ幸いです。

令和元年度は、「ガバナンスの強化」「安定収益の確保」「営業力の強化」「人材育成」を重要施策として取組み、地域社会の一員として認められ・信頼され続けるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

皆様には、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

北郡信用組合

理事長 菅原正俊



事業方針

地域のお客さまに対してきめ細やかな訪問活動と、人の温もりを大切にされた親身な相談活動を通して、どんな時も、組合員と共に歩み続ける、身近な金融機関として「ちかくにいるから、チカラになれる。」を実践してまいります。

○ガバナンスの強化

- ・コンプライアンスを重視し、不祥事件の未然防止を図ります。
- ・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底を図り、牽制機能の強化に努めます。
- ・報告・連絡・相談の徹底により情報の共有化を図ります。
- ・マネーローディング・テロ資金供与対策の強化に努めます。

○安定収益の確保

- ・本部・営業店が一体となった営業活動により営業推進を図ります。
- ・融資申込受付から実行までのスピード向上によりお客様の利便性を高めます。

○営業力の強化

- ・店舗長による新規事業先開拓の徹底により経営基盤を強化します。
- ・営業担当者による新軒開拓の強化・訪問内容の充実を図ります。
- ・C I S 活動の実践による明るく積極的な窓口営業に努めます。

○人材育成

- ・女性の活躍できる職場環境を醸成します。
- ・女性の視点、感性を活かした顧客の対応を行います。
- ・管理者による営業担当者とのヒアリングを徹底します。
- ・若手職員の指導・教育に努めスキルアップを図ります。

平成30年度 経営環境・事業概況

平成30年度は、ガバナンスの強化、営業基本姿勢の徹底、金融仲介機能の発揮、人材育成を方針に事業を展開してまいりました。

国内経済は、企業収益や雇用環境の改善が続くなど緩やかながらも回復基調で推移しました。しかしながら、米中の貿易摩擦をはじめとして保護主義などの影響を受け不透明さが増しております。

一方、中小企業・小規模事業者の多くは人手不足や後継者難・人口減少等の厳しい事業環境が経営に影響を与えるような状況にあり、景気回復の実感を得られない状況が続いております。

県内経済は、年度前半は国内外の経済が順調であり好調さを示しておりましたが、年度後半には貿易摩擦の影響や人手不足による人件費増加等先行き不安も含めて、弱めの動きが見られるようになってきました。

このような経済環境の中、組合員の皆様方のご支援を頂き役職員が一丸となって業務に努めてまいりました結果、当期の業績は次のようになりました。

預金は個人預金及び法人預金が増加した結果、前期比1.05% 1,016百万円増加し期末残高97,500百万円となりました。

貸出金は個人ローン・事業性資金及び地方公共団体に対する融資を積極的に推進したことにより、前期比0.37% 206百万円増加し期末残高54,881百万円となりました。

組合員数は前期比112人増加し20,022人、出資金は1百万円増加し878百万円、金融再生法に基づく不良債権比率は積極的な不良債権処理を行ったことにより前期比1.03ポイント縮小し5.80%となりました。

損益状況は上記処理等により業務純損失71百万円、当期純損失649百万円となりました。健全経営の重要な指標となります自己資本比率は10.43%となり、国内基準(4%)・国際基準(8%)を大きく上回っております。

役員一覧

令和元年6月25日現在

会長	西塚一彦
理事長	菅原正俊
専務理事	西村清
常務理事	今田正志
常勤理事	太田徳夫
常勤理事	柴崎雅典
非常勤理事	岡田誠(※)
非常勤理事	鈴木末三(※)
非常勤理事	吾妻正章(※)
非常勤理事	早坂幸久(※)
常勤監事	武田一秀
非常勤監事	佐藤恒雄
員外監事	井上幸夫

令和元年度 新入職員



当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

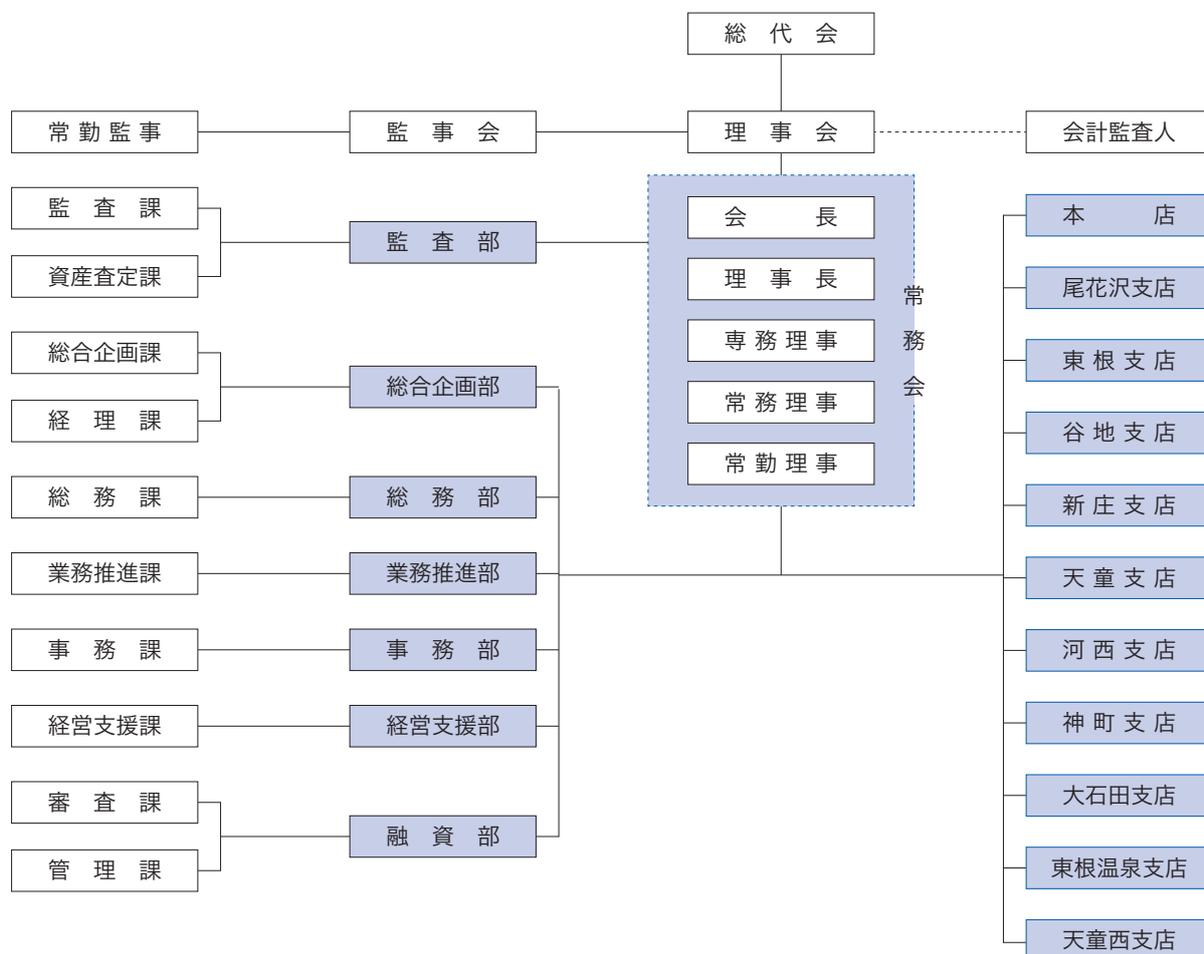
会計監査人の氏名又は名称

令和元年6月25日現在

公認会計士 植村義弘事務所
公認会計士 植村義弘

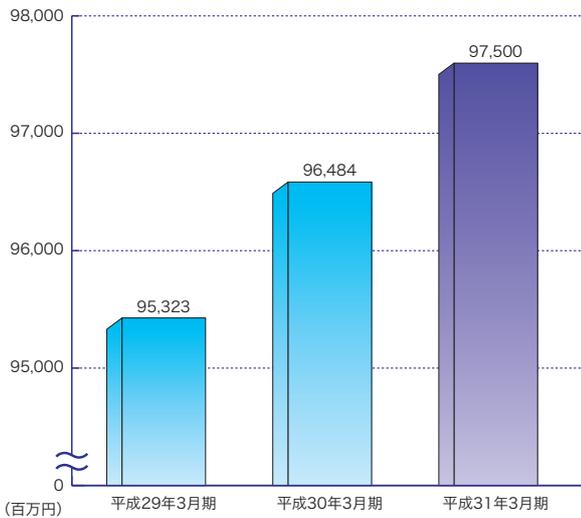
事業の組織

令和元年6月25日現在

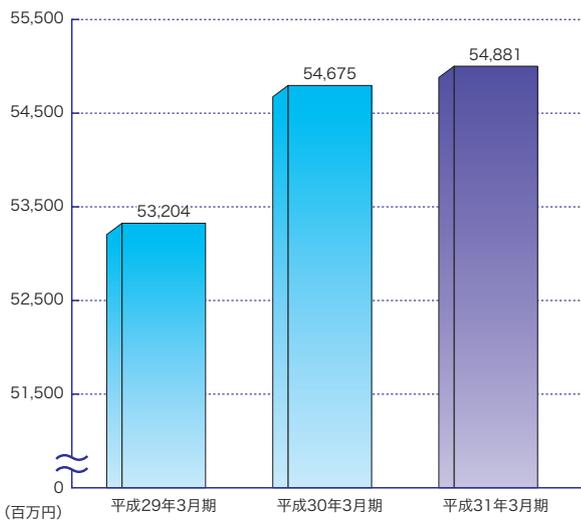


業績の推移

預金残高

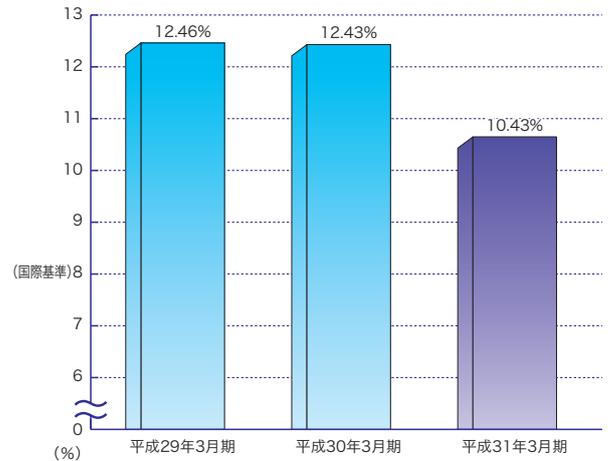


貸出金残高

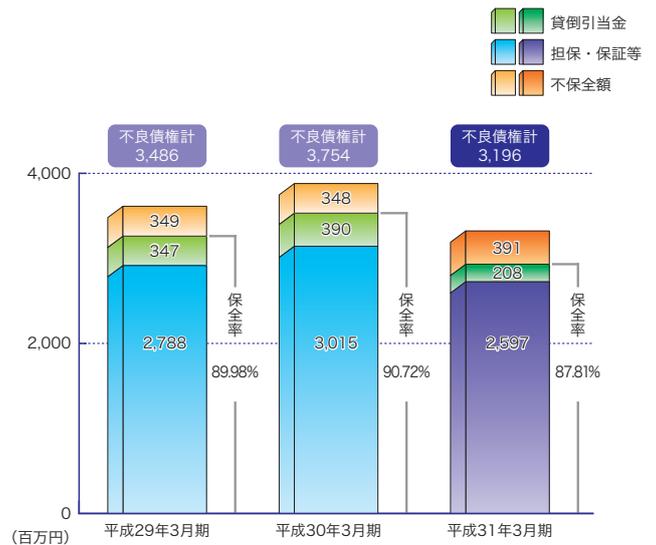


経営の健全状況

自己資本比率の推移



金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 (正常債権除く)



主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	1,825,981	1,833,673	1,684,882	1,701,239	1,469,402
経常利益	317,586	295,379	175,534	95,513	△ 567,336
当期純利益	238,672	208,075	104,518	72,287	△ 649,467
預金積金残高	93,502,158	94,089,076	95,323,816	96,484,551	97,500,644
貸出金残高	50,056,513	51,059,349	53,204,467	54,675,384	54,881,709
有価証券残高	10,315,564	9,310,287	15,872,071	13,785,582	12,236,969
総資産額	99,115,687	100,654,295	103,606,704	104,917,701	105,588,135
純資産額	5,220,957	5,312,315	4,856,289	5,069,877	4,671,767
自己資本比率(単体)	12.49 %	12.29 %	12.46 %	12.43 %	10.43 %
出資総額	897,294	894,753	879,254	877,067	878,831
出資総口数	8,972,948口	8,947,538口	8,792,549口	8,770,670口	8,788,310口
出資に対する配当金	26,746	17,821	17,643	17,596	17,457
職員数	137人	129人	127人	128人	124人

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

◆ 総代会

第 67 期通常総代会のご報告

令和元年 6 月 25 日当組合本店 4 階会議室において第 67 期通常総代会を開催し、次の事項が報告され、決議事項については原案通り可決されました。

■ 報告事項

第 67 期（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）事業報告並びに貸借対照表、損益計算書報告の件

■ 決議事項

- 第 1 号議案 第 67 期 剰余金処分案承認の件
- 第 2 号議案 第 68 期 事業計画案並びに収支予算案承認の件
- 第 3 号議案 定款の一部変更の件
- 第 4 号議案 組合員法定脱退の件
- 第 5 号議案 理事・監事任期満了に伴う改選の件
- 第 6 号議案 退任理事・監事に対する退任慰労金贈呈の件



臨時総代会並びに総代との懇談会

当組合では、総代の方々との懇談会を開催しております。平成 30 年度は 11 月 28 日に臨時総代会開催し経営状況等の説明を行いました。その後の懇談会では総代の皆様から貴重なご意見をいただき有意義な懇談会となっております。



総代の方々との懇談会

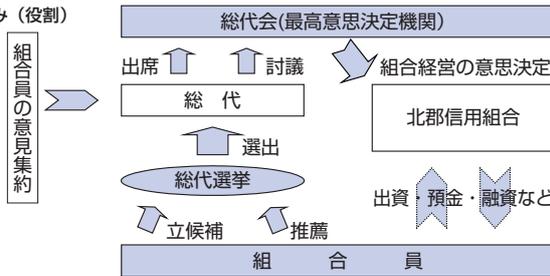
当組合の総代会制度

○総代会制度について

組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合の組合員数は大変多く総会の開催は事実上不可能です。

当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令並びに定款の定めに基づいて総会に代わる総代会制度を採用しております。

■総代会の仕組み（役割）



○総代の選出方法

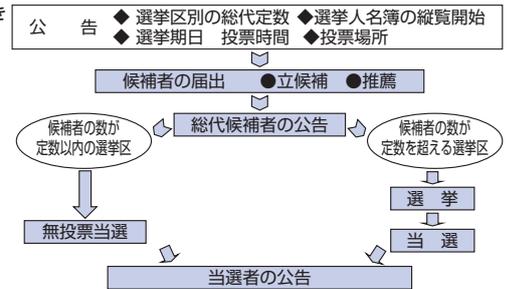
(1)総代の任期と定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は定款により100名以上130名以内に定められており、令和元年6月25日現在の総代数は125名です。
- なお、平成31年3月31日現在の組合員数は20,022名です。

(2)総代の選任方法

- ・組合員数に応じて地区毎に定数を定め、組合員の中から選挙により公平に選出されております。

■総代選挙までの手続き



総代選挙区および総代一覧（敬称略、順不同）

（ ）内は令和元年6月25日現在です。（ ）内は就任回数

選挙区	定数	総代氏名							
村山地区 (本店) (河西支店)	27名 (25名)	川田 誠三(8)	氏井 隆夫(8)	岩月 往男(10)	佐藤 恒雄(17)	戸田 紘義(8)	高梨 正剛(7)	松岡 茂暎(6)	
		鈴木 健治(6)	坂井 雅雄(4)	菅井 武(4)	大石はるみ(4)	三好眞理子(4)	伊豆倉良信(9)	菅井 実(2)	
		板垣 貞清(2)	柴崎 雅紀(2)	茨木 久弥(11)	佐藤 豊太(4)	矢作 勝美(3)	松田 芳信(3)	増川 良子(3)	
		渡部 一芳(2)	佐藤健三郎(1)	金子 一男(1)	笹原 謙司(1)				
尾花沢・大石田地区 (尾花沢支店) (大石田支店)	24名 (23名)	鈴木喜左夫(10)	大類 伸一(8)	奥山 稔一(12)	渡會 邦夫(6)	石山 新一(6)	戸津 宣夫(6)	菅原 明夫(6)	
		工藤 正廣(5)	斎藤 惣一(5)	笹原 賢治(5)	高橋 孝(4)	大類 司(4)	大貫 博幸(4)	三河 修司(4)	
		松本 良一(2)	田中 俊明(1)	花邑 広祥(1)	鈴木 俊明(1)	井上 正(10)	戸田 栄一(8)	木内昇太郎(7)	
		寺崎 勝美(7)	佐々木正美(5)						
東根地区 (東根支店) (神町支店) (東根温泉支店)	30名 (29名)	武田 武丸(16)	菅原孝太郎(8)	奥山 昭一(14)	斎藤 功初(11)	本間 勝(9)	天野 禎二(14)	相澤 恒夫(7)	
		辻村 貞雄(7)	飛川 和雄(7)	奥山 栄悦(7)	佐伯 信一(6)	石山政之輔(6)	矢作 正伸(2)	石山 憲一(2)	
		天野 誠也(1)	庄司 繁義(1)	寒河江 尚(11)	武田 次郎(15)	岡田 誠(8)	清野 五郎(7)	小野 泰義(6)	
		土田 善幸(5)	村上 信一(5)	今田 一郎(4)	土田 重行(3)	山田 貫一(5)	保科 敬(4)	菅 久美(4)	
		五十嵐律子(2)							
河北地区 (谷地支店)	15名 (14名)	竹屋 俊文(10)	和田 源吾(7)	鈴木 孝治(7)	鈴木 正寛(7)	宮地 真司(7)	長谷川禎吉(6)	斉藤 義二(5)	
		中上 亮一(4)	門脇 芳子(4)	高澤 文子(4)	丹野 隆夫(3)	軽部 勝美(3)	細矢 誓子(3)	渡辺 富雄(2)	
新庄・最上地区 (新庄支店)	18名 (18名)	早坂 幸久(11)	須田 光一(7)	加藤 幸雄(9)	青木 利美(12)	伊東 洋一(8)	田中 國明(9)	高橋 善明(10)	
		叶内 章二(6)	奥山新一郎(6)	江口 清治(6)	伊藤 喜一(5)	峯田 洋一(5)	軽部 耕行(4)	笹原 郁夫(2)	
		八鍬 和雄(2)	涌井 正和(1)	小屋 勝(1)	菅 芳金(1)				
天童地区 (天童支店) (天童西支店)	16名 (16名)	須藤 芳男(7)	植野 仁(6)	加藤 昌宏(5)	武田 貞夫(4)	伊藤 正広(4)	黄木 悦次(4)	川口 幸子(4)	
		小座間千代子(4)	佐藤 文昭(6)	東海林松男(5)	佐々木伸夫(4)	古澤 玲子(3)	黒田千鶴子(2)	土屋 昭智(2)	
		本田 孝之(1)	山本 昌平(1)						

総代の属性別構成比

職業別	個人 24.8%、個人事業主 36.8%、法人役員 38.4%
年代別	40代 1.6%、50代 5.7%、60代 32.5%、70代 43.1%、80代以上 18.7%
業種別	製造業 9.6%、農業 4.3%、建設業 12.8%、卸売業・小売業 36.2%、飲食店業 4.3% 不動産業 9.6%、運輸通信業 1.1%、電気・ガス・熱供給・水道業 1.1%、サービス業 11.7% 学術研究・専門・技術サービス業 7.4%、生活関連サービス業 1.1%、宗教法人 1.1%

◆ 地域密着型金融の取組み状況

■ 地域貢献

当組合は、村山市、尾花沢市、東根市、新庄市、天童市、河北町、大石田町の5市2町に店舗を配置し、地元の中小事業者や勤労者・お住まいの方々が組合員となって、お互いに助け合い、ともに発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

組合員、お客様一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、つねにお客さまの事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでまいります。

○ 取引世帯・人口

	村山市	尾花沢市	東根市	新庄市	天童市	河北町	大石田町	合計
世帯	7,692	5,003	16,126	13,153	22,385	5,956	2,131	72,446
取引世帯	5,594	3,931	6,685	4,258	3,929	3,101	1,245	28,743
人口	23,496	15,771	47,747	35,515	62,083	18,210	6,885	209,707
取引人口	10,597	7,249	11,954	6,241	6,339	5,481	2,337	50,198

※上記店舗を配置する5市2町の地区内に居住する約72,446世帯、209,707人の皆さまと、地域内で事業を営まれる中小企業・小規模事業者並びにそこに勤務される方々を対象に活動しており、現在約40%の世帯・24%の方々にお取引を頂いております。

○ 社会的な取組み

◆ 山形ワイヴァンズへ寄付金贈呈

「山形ワイヴァンズ」応援カードローン」平均残高の1%相当額(最高50万円)を選手育成資金として山形ワイヴァンズに50万円寄付しました。6月5日の贈呈式には、河野誠司選手と高濱拓矢選手も来組され、職員と交流を深め西塚理事長から河野選手へ目録を手渡しました。



◆ 日本赤十字社より感謝状

日本赤十字社より感謝状を受け平成30年度第11回赤十字関係者の集い「もっとクロス!やまがた」表彰伝達式において吉村美栄子山形県知事より感謝状の伝達を受けました。



◆ 地域の学童野球大会に協賛

学童新人北村山野球大会に協賛し「第2回きたしん杯」が8月18日・19日の二日間開催されました。各会場で熱戦が繰り広げられ、子供たちのはたつたプレーに大きな拍手が送られました。



○ 文化的な取組み

◆ しんくみ市民講座

当組合では恒例となりました「しんくみ市民講座」を9月3日に本店所在地の村山市民会館において開催しました。

元フジテレビアナウンサーの河野景子氏をお招きし「生き抜くためのふんばる力」と題してご講演していただき、当日は大勢のお客様が来場されました。



◆ 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

■ 経営支援に関する取組み方針

経営革新等認定支援機関として外部支援機関との連携態勢を強化し、また、山形大学認定産学金連携コーディネーターとして職員32名が認定、東北大学主催の地域イノベーションアドバイザーとして2名登録し、お客さまの経営課題解決に向けた支援を実施しております。今後もコンサルティング機能を十分発揮し、お取引先はもちろ、地域活性化のためにこれまで以上に地域密着型金融を推進いたします。

■ 経営支援に関する取組み状況

○ 経営改善支援等の取組み状況

		期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数 β	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数 γ	αのうち再生 計画を策定し た先数 δ	経営改善 支援取組み率 α / A	ランク アップ率 β / α	再生計画 策定率 δ / α
正常先	①	1,179	32				2.71		
要 注 意 先	うちその他要注意先	②	131	2	54	52	48.85%	3.12%	81.25%
	うち要管理先	③	2	0	1	1	50.00%	0.00%	100.00%
破綻懸念先	④	50	29	1	25	13	58.00%	3.44%	44.82%
実質破綻先	⑤	55	10	0	10	0	18.18%	0.00%	0.00%
破綻先	⑥	9	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
小計（②～⑥の計）		247	104	3	90	66	42.10%	2.88%	63.46%
合 計		1,426	136	3	117	74	9.53%	2.20%	54.41%

1. 期初債務者数及び債務者区分は30年4月当初の債務者数です。
2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、独自支援先、モニタリング先、山形県よる支援拠点及び専門家派遣先等を含みます。但し、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で、期中に完済した債務者はαに含めておりますがβには含めておりません。
4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

■ 外部機関と連携した支援の取組み実績

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」及び「山形県信用保証協会専門家派遣事業」の専門家の派遣状況

テーマ	創業支援	IT	経営改善	販売促進	補助金	地域資源	事業継承	資金繰り	事業再生	計
先数	1	1	-	4	-	1	-	-	3	10

■ 創業・新事業支援への取組み実績

	平成30年度実行	
	件数	金額
産業活性化資金	12件	287百万円
開業支援資金	8件	39百万円

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

■ 外部機関を活用した地域経済への貢献

○ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
(よる支援拠点)

中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り改善等の経営課題に対して、ワンストップで対応する山形県よる支援拠点と山形大学産学金連携プラットフォーム及びミラサポの連携により、専門家派遣を実施して、お客さまの課題解決に取り組んでおります。

■ 経営支援態勢

経営支援課では、営業店と一体となりお取引先の支援活動を実施しております。条件変更等が行われたお取引先を対象に、経営改善計画策定支援と策定後のモニタリングを実施しました。

また、各営業店による独自支援に加え、経済産業省の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」及び「山形県信用保証協会」の専門家派遣事業を活用し専門的な支援を実施しました。

○ しんくみ食のビジネスマッチング展への出店

一般社団法人東京信用組合協会と連携して行う「しんくみ食のビジネスマッチング展」の商談会に参加し、中小企業・小規模事業者の皆さまに新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、全国味自慢の食品生産・製造・加工等を行っている出展者へ、商談の足がかりとなるよう応援しています。



◆トピックス

■きたしん会

きたしん会は、お取引先どうしの親睦や情報交換などを目的とし、営業店単位で様々な事業を行っているお客さまを中心とした会で、約1,000名の会員を有しています。

主な事業は、研修旅行・観桜会・ビアパーティー・芋煮会・ゴルフなどで、総会時には地元の有識者をお招きして講演会も行っております。



■きたしんOB会

9月23日、当組合OB会が開催されました。当日は好天に恵まれグランドゴルフ終了後にそば打ちを体験し、自作のそばに舌鼓を打ち会話が弾みました。



■山形大学で講義

12月5日に西塚理事長が山形大学の学生に対して「地域社会における信用組合の役割」として講義を行いました。



■周年事業

尾花沢支店の開設60周年記念として10月4日・5日の2日間来店感謝イベントを開催いたしました。



■観光誘致事業

地域貢献への一助として全国の信用組合のお客様を当組合の営業エリアに旅行先として誘致を行っております。村山市の大草鞋を紹介する美術館の観光などで他県のお客様に大変喜んでいただきました。



当組合のあゆみ

- 昭和27年 10月 7日 / 営業開始（初代理事長 伊豆倉精治）
- 昭和32年 6月 1日 / 尾花沢出張所開設
同33年9月支店昇格
- 昭和36年 12月 4日 / 東根支店開設
- 昭和41年 1月 24日 / 谷地支店開設
- 昭和42年 11月 1日 / 新庄連絡所設置
同43年5月支店昇格
- 昭和45年 8月 1日 / 信用組合内国為替業務認可
- 昭和55年 7月 21日 / 本店現在地に新築移転
- 昭和56年 1月 4日 / 第2代理事長に松田好市就任
- 昭和57年 10月 25日 / 天童支店開設
- 昭和58年 4月 4日 / 住宅金融公庫代理店指定
- 昭和60年 5月 7日 / 第3代理事長に菅井亨就任
- 昭和61年 8月 11日 / 河西支店開設
- 昭和62年 10月 12日 / 神町支店開設
- 平成 2年 12月 9日 / サンデーバンキングスタート
- 平成 4年 11月 9日 / 大石田支店開設
- 平成 5年 5月 24日 / 東根温泉支店開設
- 平成 6年 4月 1日 / 日本銀行歳入復代理店指定
- 平成 8年 2月 19日 / 外国為替取次開始
- 平成10年 2月 23日 / 共同オンラインスタート
- 平成12年 12月 18日 / インターネットバンキング
モバイルバンキングスタート
- 平成14年 9月 21日 / 創立50周年記念式典
- 平成16年 5月 31日 / アイワイバンク（現セブン銀行）
ATM利用提携開始
- 平成16年 6月 25日 / 第4代理事長に後藤義弘就任
- 平成19年 3月 19日 / 河西支店新築開店
- 平成19年 5月 7日 / 第5次オンラインシステムスタート
- 平成19年 6月 25日 / 第5代理事長に西塚一彦就任
- 平成20年 2月 1日 / 研修所開設
- 平成22年 11月 29日 / 新型ATMの設置
- 平成24年 10月 16日 / 創立60周年記念旅行
- 平成25年 2月 18日 / でんさいネットスタート
- 平成26年 6月 10日 / デジタルサイネージ全店設置
- 平成27年 5月 7日 / 第6次オンラインシステムスタート
- 平成28年 5月 9日 / 天童西支店開設
- 平成29年 5月 8日 / 東根温泉支店を東根支店へ移設
- 令和元年 6月 25日 / 第6代理事長に菅原正俊就任

主要な事業の内容

■預金業務

①預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、財形貯蓄預金等を取扱っております。

②譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

■貸出業務

①貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。

②手形の割引

銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取扱っております。

■有価証券投資業務

国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

■内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を行っております。

■附帯業務

①債務の保証業務

②有価証券の貸付業務

③国債等の引き受け業務

④代理業務

- ・全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理店貸付業務
- ・日本銀行の歳入復代理店業務
- ・地方公共団体の公金取扱業務
- ・株式会社払込金の受け入れ代理業務および株式会社配当金の支払代理業務
- ・保護預りおよび貸金庫業務
- ・保険業法により行う保険の締結又は媒介
- ・個人向け国債の窓口販売

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、地域金融機関として公共性を果たすべき社会的使命を正しく認識するとともに、高い倫理観を持ちルールを守ることを当然の責務として、地域社会に信頼されるため努めていかなくはなりません。

そのための具体的な取組みとして、コンプライアンスのあり方を示した「北郡信用組合行動綱領」、および「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、会議、研修を通して全役職員のコンプライアンスに対する意識の高揚を図っております。

また、コンプライアンスの実現を目指し、本部・営業店にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を配置し、統括部署を総合企画課に置き「コンプライアンス・プログラム」を策定して、計画の実行に取組むとともに態勢の強化にも取り組んでおります。

◎北郡信用組合行動綱領

1. 信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通して、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. 信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

リスク管理態勢

○統合的リスク管理方針

1. 統合的リスク管理の目的

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とするものです。

2. 理事及び理事会

- (1) 理事長は、当組合の統合的リスク管理を統括して、統合的リスク管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知します。
- (2) 理事会は、統合的リスク管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定める統合的リスク管理規程を策定するとともに、統合的リスク管理に関する重要事項を審議して、統合的リスク管理態勢を構築・推進します。
- (3) 統合的リスク管理担当理事は、理事会の議決に基づき、統

合的リスク管理統括部署に対する指揮・命令を通じて、当組合の統合的リスク管理態勢を整備及び充実・強化にあたります。

3. 統合的リスク統括部

- (1) 統合的リスク管理統括部署（以下「統括部署」という。）は総合企画部とします。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して、統合的リスク管理態勢の充実・強化にあたります。
- (3) 統括部署は、統合的リスク管理のため、関係各部署より必要な情報収集をするとともに、各リスクの管理所管部署に対して必要な指示をします。

4. 各リスク管理所管部

管理対象各種リスクについては次の区分に従い、それぞれの管理規程の策定等を通じて管理するものとし、リスク区分に応じて、次のように各リスクの管理所管部を定めます。

- | | |
|--------------|---------|
| ①信用リスク | 監査部・融資部 |
| ②市場リスク | 総合企画部 |
| ③流動性リスク | 総合企画部 |
| ④オペレーショナルリスク | |
| ・事務リスク | 事務部 |
| ・システムリスク | 事務部 |
| ⑤法務リスク | 総合企画部 |
| ⑥風評リスク | 総合企画部 |

5. リスクへの対応及び管理体制

資産・負債を統合管理することを目的としたALM委員会にてその管理状況を確認し、また対応策等を協議します。協議の内容は理事長に報告するものとします。

決議を必要とする事項については、常務会で検討し決定するものとします。

6. リスク限度枠の設定

当組合の各種リスクが顕在化した場合における損失額、資産・負債の額、収益計画等を踏まえて、経営の健全性確保のため、リスク限度枠を設定します。

7. 統合的リスクの評価、削減等

- (1) 各種リスクのモニタリングは、管理所管部署がそれぞれのリスク管理規程に基づき、日常業務として行ないます。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署でモニタリングしている以外の統合的リスク管理上必要なリスク量について、継続的に把握・評価するものとします。
- (3) 統括部署は、上記のリスク評価に基づき、リスク量が過大となった場合に、ALM委員会では協議のうえ削減方策等を策定して、常務会の承認を得て、これを実行します。
- (4) 統括部署は、上記リスク削減計画の実施状況をモニタリングして統合的リスク管理担当理事に報告します。
- (5) 統括部署は、リスク管理態勢上の問題点については適時、適切に統合的リスク管理担当理事に報告し、統合的リスク管理担当理事は、これを常務会・理事会に報告します。

8. 監査

統合的リスク管理態勢については、定期的に又は必要に応じて随時、監査部による内部監査を実施します。

9. 新規商品等

各担当部署が新規商品・新規業務を取り扱おうとする場合は、事前に各担当部署が新規商品・新規業務に係るリスク発生見込み等を統括部署に報告し、統括部署は各リスクの管理担当部署から意見を聴取して、既往商品・既往業務に適用されるリスク管理が適用可能か否かを十分検討して、その検討結果について統合的リスク管理担当理事に報告のうえ、理事長の承認を得るものとします。

金融円滑化に関する基本方針

当組合は、地域のお客さまの金融円滑化をさらに推進するために、その取組の基本方針を下記のとおり策定いたしました。

この基本方針に基づいて、地域の金融円滑化に積極的に取り組んでまいります。

1. 当組合の方針について

中小企業のお客さま及び住宅資金ご利用のお客さまの金融円滑化を図るために、積極的および真摯に取り組めます。

2. 具体的な対応について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守のうえ、顧客の情報を厳格に管理し、その正確性・機密保持に努めます。

(1) 中小企業のお客さまへの対応

① 新規の融資申込み

事業の特性及びその状況を十分に勘案し、積極的に資金の申込みに対応します。

② 条件変更・旧債の借換え

イ. 申込み相談を受けたときは、積極的に対応します。

ロ. 申込みを妨げないものとします。

ハ. 申込人の意思に反して申込みを取り下げさせません。

ニ. 申込みに条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。

ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。

ヘ. 経営改善計画の策定に向けて真摯に議論します。

ト. 経営改善計画の策定要請がある場合は、支援します。

チ. 経営改善計画の進捗状況を把握し、必要に応じて助言を行います。

リ. 他の金融機関および信用保証協会等との緊密な連携を図ります。

③ 支援態勢

イ. 適切な経営課題解決策の提案・実行

① 当組合は、条件変更等を実施した中小企業のお客さまの経営課題を把握・分析した上で、適切な解決策を提案・実行する。

② 経営課題解決策を踏まえた、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の策定支援を行う。

ロ. 新規の信用供与

① 条件変更等を実施した中小企業のお客さまに対しても、業況や財務等の改善につながると判断される場合は、積極的かつ適時適切に新規の与信供与を行う。

ハ. 条件変更等実行後の進捗管理

① 条件変更等実行後の状況を継続的にモニタリングすると共に経営支援を行う。

② 必要に応じ、顧客からの要請により経営改善再策定（見直し）支援を行う。

③ 関連する金融機関が複数存在する場合は、連携先と協同して、進捗管理・経営改善計画再策定（見直し）支援を行う。

(2) 住宅資金ご利用のお客さまへの対応

① 条件変更・旧債の借換え

イ. 将来にわたる無理のない返済に向けて、財産及び収入の状況を勘案して積極的に対応します。

ロ. 申込みを妨げないものとします。

ハ. 申込みに条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。

ニ. 申込人の意思に反して申込みを取り下げさせません。

ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。

ヘ. 他の金融機関等との緊密な連携を図ります。

3. 対応の記録・保存について

(1) 中小企業のお客さま及び住宅資金ご利用のお客さま

① 申込みがあった場合は、その内容を記録し保存します。

② 謝絶又は取下げに至った理由を具体的に記録し保存します。

③ 苦情相談を受けた場合は、具体的に記録し保存します。

4. 管理態勢について

(1) 理事会の役割・責任

① 金融円滑化管理方針・規程を策定します。

② 重要事項を審議し、金融円滑化管理態勢を構築します。

(2) 理事長の役割・責任

① 金融円滑化管理態勢を統括・管理します。

② 金融円滑化管理態勢に係る基本的事項及び必要事項を周知します。

(3) 管理担当理事の役割・責任

① 金融円滑化管理責任者に対して指揮・命令を行います。

② 金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化を図ります。

(4) 管理責任者（経営支援課長）の役割・責任

① 金融円滑化管理態勢を推進します。

② 管理規程の策定・見直し等管理態勢の基本的事項を立案します。

(5) 管理統括部（経営支援部）の役割・責任

① 管理責任者と連携し、管理に関する事項を一元的に管理・統括します。

② 金融円滑化管理態勢を充実・強化します。

(6) 管理担当者（店舗長）の役割・責任

① 管理統括部と連携し、各営業店における金融円滑化管理態勢を推進します。

② 管理統括部の指示に基づく管理に係る研修計画を策定・実施します。

(7) 相談等窓口の役割・責任

① 金融円滑化に関するお客さまからの相談等の内容を記録簿に記載します。

② 管理担当者（店舗長）へ相談等の内容を報告します。

5. 体制整備の概要

(1) 相談等窓口の設置

(2) 広報体制（ホームページ等）

(3) 職員の研修体制

(4) 訪問による支援体制

(5) 苦情相談窓口の設置

キャッシュカードの安全対策について

■ ATMご利用に関して

○ 1日当りの出金および振込限度額

出金限度額	1日当たり 100万円（なお、1回当たり紙幣枚数 50枚まで）
振込限度額	1日当たり 100万円（1回当たり 100万円） （注）ただし、当組合のATMでは現金でのお振込みはできません。

○ お客さまからの申し出により、口座単位でのATM出金限度額の設定ができます。詳しくは窓口にお申し出下さい。

○ お客さまご自身で、ATMにより暗証番号の変更ができます。

○ 当組合では、管理者及び一定の職員でカード発行処理を行い、暗証番号はカード発行後速やかに管理者立会いのもとシュレッダー処理しております。

■ 偽造・盗難カード等による被害にあわないためのご注意

・ 第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。

・ 暗証番号は、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号等の他人に推測されやすい番号以外をお勧めします。

・ 当組合の職員や警察官がATMコーナーや電話等で暗証番号を確認することはありません。ご不審な場合は、お取引店にご照会ください。

・ キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすいところに放置しないでください。

■ カード紛失・盗難時の緊急連絡先

万が一、カードの紛失や盗難にあった時は下記の緊急連絡先までご連絡ください。また、カードが盗難・偽造に遭われた際には、必ず最寄の警察にも届出てください。

受付	受付時間帯	連絡TEL	連絡先
平日	9:00～17:00	当組合の各営業店（店舗一覧をご覧ください）	
	17:00～翌朝9:00	047-498-0151	しんくみ
土・日・祝日	24時間		ATMセンター

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■ 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：北郡信用組合 総合企画部 総合企画課】0237-55-5585

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://kitagunshinkumi.jp/>

■ 紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の

解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、前記北郡信用組合 総合企画部 総合企画課または下記窓口までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記弁護士の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1

（全国信用組合会館内）

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター（電話：0570-022808）

CONTENTS

- 経理・経営内容.....13
- 法定監査の状況.....14
- 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認.....14
- 資金運用・資金調達.....18
- 経営の健全状況.....21
- 報酬体系について.....22
- 「経営者保証に関するガイドライン」への対応.....22
- 自己資本比率規制の概要.....23
- 主な手数料一覧.....28

資料編



◆ 経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
(資産の部)		
現金	911,434	936,094
預 け 金	34,277,473	36,081,587
有 価 証 券	13,785,582	12,236,969
国 債	2,703,880	—
地 方 債	402,730	409,104
社 債	5,931,760	7,202,660
株 式	531,164	460,086
その他の証券	4,216,047	4,165,118
貸 出 金	54,675,384	54,881,709
割 引 手 形	560,844	340,190
手 形 貸 付	2,015,936	2,258,819
証 書 貸 付	49,916,144	50,034,072
当 座 貸 越	2,182,459	2,248,627
そ の 他 資 産	595,056	723,855
未 決 済 為 替 貸	4,080	5,364
全 信 組 連 出 資 金	320,400	500,400
未 収 収 益	148,547	120,451
そ の 他 の 資 産	122,028	97,638
有 形 固 定 資 産	960,836	931,707
建 物	283,753	263,616
土 地	638,557	638,557
その他の有形固定資産	38,526	29,533
無 形 固 定 資 産	1,943	1,224
ソ フ ト ウ ェ ア	818	99
その他の無形固定資産	1,125	1,125
前 払 年 金 費 用	79,657	85,989
繰 延 税 金 資 産	75,605	—
債 務 保 証 見 返	163,311	151,260
貸 倒 引 当 金	△ 445,273	△ 291,001
(うち個別貸倒引当金)	(△ 336,070)	(△ 122,881)
合 計	105,081,012	105,739,395

科 目	平成29年度	平成30年度
(負債の部)		
預 金 積 金	96,484,551	97,500,644
当 座 預 金	198,459	216,054
普 通 預 金	25,965,733	26,299,354
貯 蓄 預 金	31,539	28,460
通 知 預 金	25,208	106,287
定 期 預 金	59,471,677	58,845,629
定 期 積 金	10,743,887	11,941,800
そ の 他 の 預 金	48,046	63,057
借 用 金	3,000,000	3,000,000
当 座 借 越	3,000,000	3,000,000
そ の 他 負 債	254,551	273,390
未 決 済 為 替 借	15,236	21,598
未 払 費 用	99,004	117,177
給 付 補 填 備 金	31,780	45,426
未 払 法 人 税 等	12,381	1,503
前 受 収 益	27,589	34,403
払 戻 未 済 金	22,576	16,657
職 員 預 り 金	37,764	31,063
そ の 他 の 負 債	8,217	5,560
賞 与 引 当 金	35,279	35,201
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	50,805	57,515
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	421	1,353
偶 発 損 失 引 当 金	22,214	19,982
繰 延 税 金 負 債	—	28,281
債 務 保 証	163,311	151,260
負 債 の 部 合 計	100,011,135	101,067,628
(純資産の部)		
出 資 金	877,067	878,831
普 通 出 資 金	877,067	878,831
利 益 剰 余 金	4,393,262	3,726,197
利 益 準 備 金	902,200	902,200
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,491,062	2,823,997
特 別 積 立 金	3,200,000	3,200,000
(うち目的積立金)	(200,000)	(200,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	291,062	△ 376,002
組 合 員 勘 定 合 計	5,270,329	4,605,028
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 200,451	66,738
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 200,451	66,738
純 資 産 の 部 合 計	5,069,877	4,671,767
合 計	105,081,012	105,739,395

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
経常収益	1,701,239	1,469,402
資金運用収益	1,303,652	1,291,989
貸出金利息	1,079,757	1,083,556
預け金利息	71,742	64,891
有価証券利息配当金	136,332	127,998
その他の受入利息	15,819	15,543
役務取引等収益	72,570	63,158
受入為替手数料	25,427	25,132
その他の役務収益	47,142	38,025
その他業務収益	226,286	30,309
国債等債券売却益	205,411	23,453
国債等債券償還益	—	128
その他の業務収益	20,875	6,726
その他経常収益	98,730	83,945
償却債権取立益	12,421	51,461
株式等売却益	83,584	26,297
その他の経常収益	2,723	6,185
経常費用	1,605,726	2,036,739
資金調達費用	59,638	52,179
預金利息	45,898	36,662
給付補填備金繰入額	13,530	15,327
その他の支払利息	209	188
役務取引等費用	186,662	180,372
支払為替手数料	10,870	11,242
その他の役務費用	175,791	169,130
その他業務費用	127,660	107,617
国債等債券売却損	126,775	107,372
その他の業務費用	885	244
経費	1,073,808	1,057,912
人件費	713,688	697,466
物件費	342,066	339,114
税金	18,054	21,330
その他経常費用	157,956	638,657
貸倒引当金繰入額	108,701	572,470
株式等売却損	9,439	—
株式等償却	—	1,055
その他の経常費用	39,814	65,131
経常利益	95,513	△ 567,336
特別損失	491	0
固定資産処分損	491	0
税引前当期純利益	95,021	△ 567,336
法人税・住民税及び事業税	13,150	3,761
法人税等調整額	9,583	78,368
法人税等合計	22,733	82,130
当期純利益	72,287	△ 649,467
繰越金(当期首残高)	218,774	273,465
当期末処分剰余金	291,062	△ 376,002

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益 73 円 34 銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
当期末処分剰余金	291,062	△ 376,002
積立金取崩額	—	460,000
特別積立金取崩額	—	260,000
経営基盤強化積立金取崩額	—	200,000
剰余金処分額	17,596	17,457
普通出資に対する配当金	17,596	17,457
	(年2%の割合)	(年2%の割合)
繰越金(当期末残高)	273,465	66,540

◆ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である植村義弘公認会計士の監査を受けております。

◆ 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和元年6月26日

北郡信用組合

理事長 菅原正俊

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。その他の有価証券の評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年 ～ 50年 その他 3年 ～ 20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率を乗じる方法により、個別債務者ごとに必要と認められる今後一定期間の予想損失額を見積り、所定の算出基準による相当額並びに将来見込みに必要なその額に相当する額を引き当てております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）の協力の下に監査部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,444,100千円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、簡便法に基づき計算した退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当期末において発生していると見込まれる額を計上することにしております。なお、当組合は複数事業主〔信用組合等〕により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度における年金資産は2,336,557千円となっております。
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 299,676千円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,561,757千円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は46,640千円、延滞債権額は2,176,818千円であります。なお、破綻先債権とは元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は971,409千円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,194,868千円あります。
なお、15から18に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は340,190千円あります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 5,500,000千円
上記のほか、為替保証金として預け金1,700,000千円、日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金10,000千円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は531円58銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを抱えております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクを抱えております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり流動性リスクを抱えております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクを抱えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、経営陣と担当部署による審査会および常務会・理事会において、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法について明記しており、ALM委員会において協議された事項を常務会に上程し、常務会は実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクを内包する債券に関して、個別の債券ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督のもと有価証券運用規程に従い行われております。

リスク管理は、総合企画部が継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債権および投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な機関に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定の場合を前提としており、当該事業年度末において、IRRBB基準による上方パラレルシフト（指数の上昇をいい、日本円金利の場合、1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は2,145百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数とは相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理規程に基づきリスクの管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金（*1）	36,081,587	36,274,684	193,096
(2)有価証券			
その他有価証券	12,235,433	12,235,433	—
(3)貸出金（*1）	54,881,709	56,407,719	
貸倒引当金（*2）	△288,994		
	54,592,715	56,407,719	1,815,003
金融資産計	102,909,735	104,917,836	2,008,100
(1)預金積金（*1）	97,500,644	97,596,218	95,573
(2)借入金	3,000,000	3,000,000	—
金融負債計	100,500,644	100,596,218	95,573

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時

価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金債金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は以下のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	1,536
組合出資金（*2）	500,400
合 計	501,936

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,055千円減損処理を行っております。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金）は、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的に区分した有価証券はありません。
- (3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	73,076	63,106	9,969
投 資 信 託	2,720,439	2,610,376	110,062
債 券	7,213,304	7,117,386	95,918
地 方 債	409,104	393,976	15,127
社 債	6,804,200	6,723,409	80,790
そ の 他	664,693	658,914	5,778
小 計	10,671,512	10,440,784	230,727

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	385,474	468,010	82,536
投 資 信 託	287,783	314,410	26,627
債 券	398,460	400,195	1,735
社 債	398,460	400,195	1,735
そ の 他	492,203	519,775	27,571
小 計	1,563,920	1,702,392	138,471
合 計	12,235,433	12,143,176	92,256

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価の下落率が50%以上の場合、および30%以上の下落が決算日時点で6ヶ月以上継続し、過去6ヶ月間で一度も30%未満に縮小しなかった場合」とし「回復する可能性がある場合を除き減損処理の対象」としてあります。

「その他有価証券評価差額金」に計上している金額は、66,738千円であります。

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

売却価額	売却額	売却益
5,240,509千円	49,751千円	107,372千円

26. 保有目的を変更した有価証券はありません。

27. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超～5年以内	5年超～10年以内	10年超
債 券	100,000	500,000	3,300,000	3,493,332
(地方債)	(-)	(-)	(-)	(393,332)
(社 債)	(100,000)	(500,000)	(3,300,000)	(3,100,000)
そ の 他	33,294	816,687	2,502,668	100,000
合 計	133,294	1,316,687	5,802,668	3,593,332

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,845,670千円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高のものも必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の中には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金償却有税分	872,906千円
貸倒引当金	28,640
減価償却費	38,319
減損損失	10,907
賞与引当金	9,736
役員退職慰労引当金	15,908
税務上の繰越欠損金	6,074
その他	17,905
繰延税金資産小計	1,000,400
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	6,074
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	973,304
評価性引当額	△ 979,379
繰延税金資産合計	21,021
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	25,518
前払年金費用	23,784
繰延税金負債合計	49,302
繰延税金負債の純額	28,281千円

(a) 評価性引当金が183,578千円増加しております。この増加の主な要因は貸出金の有税償却額が当期726,742千円発生したことによるものであります。

(b) 税務上の繰越欠損金は全額回収不能と判断しております。

30. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を適用しております。

なお、信用組合においては、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」（平成5年3月3日大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。



阪神タイガース斎藤友貴選手来組



新入職員お点前

粗利益

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
資金運用収益	1,303,652	1,291,989
資金調達費用	59,638	52,179
資金運用収支	1,244,013	1,239,810
役務取引等収益	72,570	63,158
役務取引等費用	186,662	180,372
役務取引等収支	△ 114,091	△ 117,213
その他業務収益	226,286	30,309
その他業務費用	127,660	107,617
その他業務収支	98,625	△ 77,308
業務粗利益	1,228,547	1,045,288
業務粗利益率	1.18%	0.99%

(注)業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定計平均残高×100

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
役務取引等収益	72,570	63,158
受入為替手数料	25,427	25,132
その他の受入手数料	26,950	26,571
その他の役務取引等収益	20,191	11,454
役務取引等費用	186,662	180,372
支払為替手数料	10,870	11,242
その他の支払手数料	110,015	105,720
その他の役務取引等費用	65,776	63,409

経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
人 件 費	713,688	697,466
報酬給料手当	570,358	567,023
退職給付費用	64,955	51,871
その他	78,374	78,572
物 件 費	342,066	339,114
事務費	149,080	146,242
固定資産費	65,158	71,173
事業費	32,347	32,753
人事厚生費	11,532	11,500
有形固定資産償却	48,407	44,623
無形固定資産償却	822	719
その他	34,718	32,102
税 金	18,054	21,330
経 費 合 計	1,073,808	1,057,912

受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
受取利息の増減	△ 8,889	△ 11,662
支払利息の増減	△ 17,959	△ 7,459

業務純益

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
業務純益	124,240	△ 71,541

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成30年度
資金運用利回(a)	1.25	1.22
資金調達原価率(b)	1.13	1.09
資金利鞘(a-b)	0.12	0.13

総資産利益率

(単位：%)

項 目	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.09	△ 0.52
総資産当期純利益率	0.06	△ 0.60

(注)総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成30年度	
預 貸 率	(期 末)	56.66	56.28
	(期中平均)	55.04	54.98
預 証 率	(期 末)	14.28	12.55
	(期中平均)	17.87	14.29

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	205,411	23,453
国債等債券償還益	-	128
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	20,875	6,726
その他業務収益合計	226,286	30,309

◆ 資金運用・資金調達

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：千円、%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	平成 29 年度	103,527,070	1,303,652	1.25
	平成 30 年度	105,340,847	1,291,989	1.22
うち貸出金	平成 29 年度	53,230,949	1,079,757	2.02
	平成 30 年度	54,076,771	1,083,556	2.00
うち預け金	平成 29 年度	32,688,254	71,742	0.21
	平成 30 年度	36,854,593	64,891	0.17
うち金融機関貸付等	平成 29 年度	2,597,260	20,218	0.73
	平成 30 年度	2,869,863	21,210	0.73
うち有価証券	平成 29 年度	17,287,466	136,332	0.78
	平成 30 年度	14,059,494	127,998	0.91
資 金 調 達 勘 定	平成 29 年度	99,738,896	59,638	0.05
	平成 30 年度	101,383,448	52,179	0.05
うち預金積金	平成 29 年度	96,696,773	59,428	0.06
	平成 30 年度	98,345,567	51,990	0.05
うち譲渡性預金	平成 29 年度	-	-	-
	平成 30 年度	-	-	-
うち借入金	平成 29 年度	3,000,000	-	0.00
	平成 30 年度	3,000,000	-	0.00

預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	25,819,296	26.7	27,017,971	27.5
定期性預金	70,877,476	73.3	71,327,596	72.5
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	96,696,773	100.0	98,345,567	100.0

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度末		平成30年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	86,867,485	90.0	87,637,239	89.9
法 人	9,617,066	10.0	9,863,404	10.1
一般法人	8,310,621	9.0	7,843,025	8.6
金融機関	7,919	0.0	7,010	0.0
公 金	1,298,526	1.0	1,490,123	1.5
合 計	96,484,551	100.0	97,500,644	100.0

定期預金種類別残高

(単位：千円)

項 目	平成29年度末	平成30年度末
固定金利定期預金	59,220,481	58,617,102
変動金利定期預金	12,312	12,315
積立定期預金	15,672	2,835
期日指定定期預金	223,211	213,376
合 計	59,471,677	58,845,629

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成29年度末	平成30年度末
1店舗当りの預金残高	8,771,322	8,863,694
1店舗当りの貸出金残高	4,970,489	4,989,246

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	平成29年度末	平成30年度末
財形貯蓄残高	92,693	92,311

役職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成29年度末	平成30年度末
役職員1人当りの預金残高	714,700	744,279
役職員1人当りの貸出金残高	405,002	418,944

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	平成29年度末		平成30年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,389,877	4.4	2,361,415	4.3
農 業、林 業	366,921	0.7	339,732	0.6
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	18,000	0.0	15,000	0.0
建 設 業	4,108,755	7.5	3,963,640	7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	14,988	0.0	12,684	0.0
情 報 通 信 業	-	-	17,476	0.0
運 輸 業、郵 便 業	1,017,588	1.9	1,022,411	1.9
卸 売 業、小 売 業	3,291,752	6.0	3,426,252	6.2
金 融 業、保 険 業	2,907,936	5.3	3,326,390	6.1
不 動 産 業	3,931,737	7.2	3,905,538	7.1
物 品 賃 貸 業	24,831	0.0	20,891	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	1,060,135	1.9	1,069,094	1.9
宿 泊 業	2,169,795	4.0	1,565,385	2.9
飲 食 業	1,261,937	2.3	1,317,076	2.4
生活関連サービス業、娯楽業	804,376	1.5	780,090	1.4
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-
医 療、福 祉	166,350	0.3	164,070	0.3
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,321,717	4.2	2,143,760	3.9
そ の 他 の 産 業	55,020	0.1	16,032	0.0
小 計	25,911,721	47.4	25,466,942	46.4
国・地方公共団体等	3,511,715	6.4	3,654,889	6.7
個人(住宅・消費・納税資金等)	25,251,946	46.2	25,759,877	46.9
小 計	28,763,661	52.6	29,414,766	53.6
合 計	54,675,384	100.0	54,881,709	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金担保別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度末		平成30年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	1,008,102	1.8	876,209	1.6
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-
不 動 産	18,721,804	34.2	19,226,521	35.0
そ の 他	-	-	-	-
小 計	19,729,907	36.0	20,102,731	36.6
信用保証協会・信用保険	8,934,059	16.4	9,564,922	17.4
保 証	19,183,805	35.1	17,987,280	32.8
信 用	6,827,611	12.5	7,226,775	13.2
合 計	54,675,384	100.0	54,881,709	100.0

貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	平成29年度末		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	361,053	0.7	353,785	0.7
手 形 貸 付	1,582,829	3.0	1,945,685	3.6
証 書 貸 付	49,320,658	92.6	49,770,796	92.0
当 座 貸 越	1,966,407	3.7	2,006,504	3.7
合 計	53,230,949	100.0	54,076,771	100.0

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度末		平成30年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	20,217,892	37.0	20,408,869	37.2
設 備 資 金	34,457,491	63.0	34,472,840	62.8
合 計	54,675,384	100.0	54,881,709	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

項 目	平成29年度末	平成30年度末
固 定 金 利	18,713,846	17,690,487
変 動 金 利	35,961,538	37,191,222
合 計	54,675,384	54,881,709

債務保証見返担保別残高

(単位：千円、%)

科 目	平成29年度末		平成30年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
預 金・積 金	-	-	-	-
不 動 産	162,000	99.2	150,000	99.2
保 証	1,311	0.8	1,260	0.8
信 用	-	-	-	-
合 計	163,311	100.0	151,260	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度末		平成30年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	3,797,703	17.4	3,926,139	17.8
住宅ローン	18,045,742	82.6	18,057,547	82.2
合 計	21,843,445	100.0	21,983,686	100.0

貸出先の金額階層別構成

(単位：千円、%)

金額階層別	平成29年度		平成30年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
500万円以下	4,404,771	8.1	4,425,398	8.1
500万円超 1,000万円以下	4,102,085	7.5	4,149,163	7.5
1,000万円超 3,000万円以下	18,636,619	34.1	18,201,757	33.2
3,000万円超 5,000万円以下	6,910,408	12.6	7,011,350	12.8
5,000万円超 1億円以下	3,909,564	7.2	3,896,284	7.1
1億円超 3億円以下	7,462,988	13.6	7,877,686	14.3
3億円超	9,248,943	16.9	9,320,065	17.0
合 計	54,675,384	100.0	54,881,709	100.0

有価証券の種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	7,641,042	44.2	2,333,819	16.6
地 方 債	424,040	2.5	396,025	2.8
社 債	5,623,856	32.5	6,612,024	47.0
株 式	399,211	2.3	543,147	3.9
そ の 他 の 証 券	3,199,314	18.5	4,174,477	29.7
合 計	17,287,466	100.0	14,059,494	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目	年 度	取得価格または契約価格	時 価	評価損益
有 価 証 券	平成 29 年度末	13,986,033	13,785,582	△ 200,451
	平成 30 年度末	12,144,713	12,236,969	92,256

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会；平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」、「デリバティブ等商品」については、取扱いがなく表示していません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成29年度末						平成30年度末					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定め ないもの	種 類 別 計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定め ないもの	種 類 別 計
国 債	-	-	-	2,600	-	2,600	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	400	-	400	-	-	-	393	-	393
社 債	-	500	1,900	3,500	-	5,900	100	500	3,300	3,100	-	7,000
株 式	-	-	-	-	582	582	-	-	-	-	532	532
外 国 証 券	100	530	508	100	-	1,238	33	816	202	100	-	1,152
その他の証券	-	-	2,500	-	472	2,972	-	-	2,300	-	615	2,915
合 計	100	1,030	4,908	6,600	1,055	13,693	133	1,316	5,802	3,593	1,148	11,994

(注) 債券は額面を表示しております。

経営の健全状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 ((B)+(C))/(A)
破 綻 先 債 権	平成29年度	178	158	20	100.00
	平成30年度	46	41	4	100.00
延 滞 債 権	平成29年度	2,876	2,544	313	99.36
	平成30年度	2,176	2,050	116	99.52
3ヶ月上延滞債権	平成29年度	0	0	0	100.00
	平成30年度	0	0	0	100.00
貸出条件緩和債権	平成29年度	694	308	56	52.51
	平成30年度	971	505	87	61.10
合 計	平成29年度	3,750	3,011	390	90.71
	平成30年度	3,194	2,597	208	87.84

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建または支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月上延滞している貸出金（上記1.及び2.を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く）です。
5. 「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	債権額 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/((A)-(B))
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	1,539	1,330	208	1,539	100.00	100.00
	平成30年度	1,189	1,107	82	1,189	100.00	100.00
危 険 債 権	平成29年度	1,520	1,376	125	1,501	98.79	87.24
	平成30年度	1,034	984	38	1,023	98.86	76.60
要 管 理 債 権	平成29年度	694	308	56	364	52.51	14.70
	平成30年度	971	505	87	593	61.10	18.86
小 計	平成29年度	3,754	3,015	390	3,406	90.72	52.88
	平成30年度	3,196	2,597	208	2,806	87.81	34.88
正 常 債 権	平成29年度	51,141	-	-	-	-	-
	平成30年度	51,890	-	-	-	-	-
合 計	平成29年度	54,895	-	-	-	-	-
	平成30年度	55,086	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

貸出金償却額

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度
貸出金償却額	-	-

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

区分	平成29年度末		平成30年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	109,202	30,498	168,119	58,916
個別貸倒引当金	336,070	24,141	122,881	△ 213,188
貸倒引当金合計	445,273	54,640	291,001	△ 154,271

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金勘定」に係る引当は行っておりません。

◆ 報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して規程で定めております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	55	74
監事	9	10
合計	64	85

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、対象職員等に該当する者はいません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

注2. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っており、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

◆ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

項目	平成29年度	平成30年度
新規に無保証で融資した件数	6件	2件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.51%	0.16%
保証契約を解除した件数	1件	4件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件



店舗周辺の清掃活動

(9月1日から9月7日はしんくみの日週間)



献血

しんくみの日週間に合わせ毎年献血を行っています

◆ 自己資本比率規制の概要

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成29年度	経過措置による 不算入額	平成30年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	5,252,732		4,587,571	
うち、出資金及び資本剰余金の額	877,067		878,831	
うち、利益剰余金の額	4,358,068		3,726,197	
うち、外部流出予定額 (△)	17,596		17,457	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	109,202		168,119	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	109,202		168,119	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,361,935		4,755,691	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	1,124	281	885	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,124	281	885	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
前払年金費用の額	46,099	11,524	62,204	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	47,224		63,090	
自 己 資 本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	5,314,711		4,692,601	
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	40,553,995		42,824,454	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 588,883		△ 150,024	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	281		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	11,524		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 600,689		△ 150,024	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,198,926		2,162,529	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	42,752,921		44,986,984	
自 己 資 本 比 率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.43%		10.43%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	40,553	1,622	42,824	1,712
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	40,553	1,622	42,824	1,712
(i) ソブリン向け	293	11	272	10
(ii) 地方公共団体金融機構向け	20	0	42	1
(iii) 金融機関向け	6,806	272	7,157	286
(iv) 法人等向け	7,711	308	8,573	342
(v) 中小企業等・個人向け	14,317	572	14,520	580
(vi) 抵当権付住宅ローン	3,210	128	3,044	121
(vii) 不動産取得等事業向け	1,500	60	1,342	53
(viii) 三月以上延滞等	806	32	309	12
(ix) 出資等	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(x) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,000	40	250	10
(xi) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	320	12	547	21
(xii) その他（オフバランス含む）	5,154	206	6,914	276
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトの見直し計算が適用されるエクスポージャー				
リスク・スルー方式				
マンドート方式				
蓋然性方式（250%）				
蓋然性方式（400%）				
フォールバック方式（1250%）				
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	11	0	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 600	△ 24	△ 150	△ 6
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	2,198	87	2,162	86
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	42,752	1,710	44,986	1,799

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本及び利息の支払いが約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しています。
（オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法）

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間の内、正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間の内、粗利益が正の値であった年数}} + 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 金利リスクに関する事項

銀行勘定の金利リスク（通称：IRRBB）			
項番	内容	ΔEVE（経済価値の変動）	
		平成29年度	平成30年度
1	上方パラレルシフト		2,145
2	下方パラレルシフト		0
3	ス テ ィ ー プ 化		2,101
4	フ ラ ッ ト 化		5
5	短期金利上昇		156
6	短期金利低下		0
7	最 大 値		2,145
		平成29年度	平成30年度
8	自己資本の額		4,692

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため開示初年度につき、当期分のみを開示しております。
なお、前年度開示しておりました旧基準による「金利リスクに関して内部管理使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（平成29年度）は、624百万円でございます。この算出に私用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係る99パーセントタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の係数の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

4. 信用リスクに関する事項

(1)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種 区 分	期首残高		期中の増減額		期末残高		貸出金償却	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製 造 業	-	0	0	0	0	0	-	-
農 業、林 業	2	2	0	0	2	2	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	10	10	0	△ 4	10	6	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	18	24	5	△ 1	24	22	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	11	28	17	△ 16	28	11	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	205	206	0	△ 189	206	17	-	-
飲 食 業	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	0	0	0	0	0	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	4	6	1	0	6	6	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	55	54	△ 1	△ 1	54	53	-	-
合 計	309	334	24	△ 213	334	120	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2)信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製 造 業	4,402	4,943	2,780	2,732	1,622	2,210	-	-	-	-
農 業、林 業	669	593	669	593	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	18	15	18	15	-	-	-	-	-	-
建 設 業	5,828	5,490	5,428	5,390	400	100	-	-	17	14
電気・ガス・熱供給・水道業	1,020	1,018	20	18	1,000	1,000	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	138	-	38	-	100	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	2,059	2,242	1,059	1,042	1,000	1,200	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	3,985	4,466	3,685	3,866	300	600	-	-	16	15
金 融 業、保 険 業	3,943	4,380	2,912	3,330	1,031	1,049	-	-	-	-
不 動 産 業	4,985	4,953	3,985	3,953	1,000	1,000	-	-	95	22
物 品 賃 貸 業	24	20	24	20	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,231	1,311	1,231	1,311	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	2,217	1,604	2,217	1,604	-	-	-	-	551	241
飲 食 業	1,601	1,645	1,601	1,645	-	-	-	-	75	73
生活関連サービス業、娯楽業	1,132	1,097	1,132	1,097	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	225	214	225	214	-	-	-	-	1	1
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,884	2,528	2,784	2,528	100	-	-	-	157	87
そ の 他 の 産 業	58	19	58	19	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	7,324	5,060	3,639	3,775	3,684	1,285	-	-	-	-
個 人	21,418	21,886	21,418	21,886	-	-	-	-	134	160
業 種 別 合 計	65,034	63,632	54,895	55,086	10,138	8,545	-	-	1,050	616
1 年 以 下	7,040	6,084	6,940	5,951	100	133	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	4,854	4,884	4,383	4,389	470	494	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	4,955	4,988	4,396	4,166	559	821	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	5,845	5,209	4,871	4,106	973	1,102	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	6,893	8,529	5,458	6,129	1,435	2,400	-	-	-	-
1 0 年 以 上	35,315	33,812	28,715	30,219	6,600	3,593	-	-	-	-
期間の定めのないもの	129	122	129	122	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	65,034	63,632	54,895	55,086	10,138	8,545	-	-	-	-

(注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
 4. 業種区分は日本標準産業分類の大区分に準じて記載しております。
 5. 債券の残存期間別の残高については、期末残高ではなく額面金額で表示しております。
 ※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	年 度	期首残高	期中の増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成29年度	78	30	109
	平成30年度	109	58	168
個別貸倒引当金	平成29年度	311	25	336
	平成30年度	336	△ 213	122
合 計	平成29年度	390	55	445
	平成30年度	445	△ 154	291

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	9,383	-	6,436
10%	-	7,784	-	8,456
20%	1,500	3,973	2,342	3,708
35%	-	9,479	-	8,944
50%	3,302	382	3,702	454
75%	-	19,898	-	20,175
100%	715	12,211	614	12,133
150%	-	250	-	113
250%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	5,517	63,364	6,659	60,421

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入区分を除く）、CVA リスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,124	984	-	-	-	-	-	-
①ソブリン向け	-	-	-	-	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③法人等向け	457	419	-	-	-	-	-	-
④中小企業等・個人向け	466	473	-	-	-	-	-	-
⑤抵当権付住宅ローン	48	9	-	-	-	-	-	-
⑥不動産取得等事業向け	141	72	-	-	-	-	-	-
⑦三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧その他	9	9	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

6. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金および利益剰余金により構成されています。なお、当組合の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：北郡信用組合）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、878百万円になります。

7. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

8. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

9. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分	年 度	売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額		
						うち益	うち損	
上 場 株 式	平成29年度	-	-	580	528	△ 51	1	52
	平成30年度	-	-	531	458	△ 72	9	△ 82
非 上 場 株 式 等	平成29年度	-	-	2	2	-	-	-
	平成30年度	-	-	501	501	-	-	-
合 計	平成29年度	-	-	582	531	△ 51	1	52
	平成30年度	-	-	1,033	960	△ 72	9	△ 82

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の他、時価のない出資として2百万円があります。

(2) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する事項はありません。

(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目	年 度		売却額		株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	平成29年度	924	83	9	-
	平成30年度	213	26	-	1

◆ 主な手数料一覧 (消費税別)

■ 為替手数料

項目	内 訳		組 合 員	一 般	
振込手数料	当組合あて	同一店内	3万円未満	100円	100円
			3万円以上	200円	300円
		本支店あて	3万円未満	200円	300円
			3万円以上	400円	500円
	他金融機関あて	電信扱い	3万円未満	500円	600円
			3万円以上	700円	800円
		文書扱い	3万円未満	500円	600円
			3万円以上	700円	800円
	ATM振込の場合	当組合振込	3万円未満	100円	100円
			3万円以上	100円	店内100円/本支店200円
他行振込		3万円未満	200円	300円	
		3万円以上	400円	500円	

(注) 当組合のATMでの現金振込みはできません。

■ 取立手数料

区 分	料 金	
当 組 合	同一店内	無 料
	本支店間	200円
他金融機関	至急扱い	800円
	普通扱い	600円
同一市町内取立	無 料	
振込・取立手形の組戻料・ 不渡手形返却料・取立手形店頭提示料	600円	

■ 各種手数料

項 目	種 類	手 数 料		
各種証明書	残高証明書	継続発行 1通につき	300円	
		継続発行 以外	1業務につき	500円
		当組合制定 帳票以外	1通につき	1,000円
	融資証明書	1通につき	3,000円	
	利息証明書	1通につき	300円	
	その他証明書	1通につき	300円	
再発行手数料	通帳・証書再発行	1通につき	1,000円	
	カード再発行	1件につき	1,000円	
	出資証券再発行	1件につき	200円	
その他手数料	確定日付	1件につき	700円	

■ 両替手数料

項 目	手 数 料	
両 替	100枚まで	無 料
	101枚～500枚	300円
	501枚～1,000枚	400円
	1,001枚～2,000枚	600円
	2,001枚以上1,000枚毎に加算	300円

■ ATM手数料

区 分	きたしんカード	他行カード	セブン銀行ATMご利用
平 日	8:00～19:00	8:45～18:00	7:00～23:00
	無 料	100円	100円
	19:00～21:00	8:00～8:45・18:00～21:00	7:00～23:00
土曜日	9:00～17:00	9:00～14:00	7:00～23:00
	無 料	100円	100円
	17:00～19:00	14:00～19:00	7:00～23:00
日曜日・祝日	9:00～19:00	9:00～19:00	7:00～23:00
	100円	200円	100円
	100円	200円	100円

(注) 当組合はセブン銀行とATM提携をしております。

■ 融資関連手数料

● 不動産担保取扱手数料

区分	設定金額	手数料	備 考
設定	1,000万円未満	10,000円	抵当権及び 根抵当権
	1,000万円以上1億円未満	20,000円	
	1億円以上	30,000円	
条件 変更	金額に関らず一律	10,000円	極度増・減額 及び一部抹消等
例外 取扱	不動産担保の設定・抹消に 係る書類の再発行等	5,000円	一律

(注) 住宅ローンは別に定める取扱い手数料となります。

● 貸付条件変更等手数料 (住宅ローン・事業性関係)

区 分	手 数 料
全額繰上げ償還	20,000円
一部繰上げ償還	5,000円
固定金利型から変動金利型への移行	5,000円
その他貸付条件(利率・約定日・期日・弁済方法)の変更	5,000円

(注) 住宅ローン・事業性関係以外は、別手数料となります。

(注) 但し、金額により一部異なる場合があります。

■ 全自動貸金庫料金表

稼働日	平日・土・日・祝日	
稼働時間	平日	8:00～21:00
	土/日/祝	9:00～19:00

種 類	高さ(mm)	幅(mm)	奥行(mm)	年払い料金
第1種(小)	58	256	346	12,000円
第2種(中)	88	256	346	16,800円
第3種(大)	118	256	346	21,600円
・カード発行手数料(初回)				3,000円

地区一覽



① 本店



② 尾花沢支店



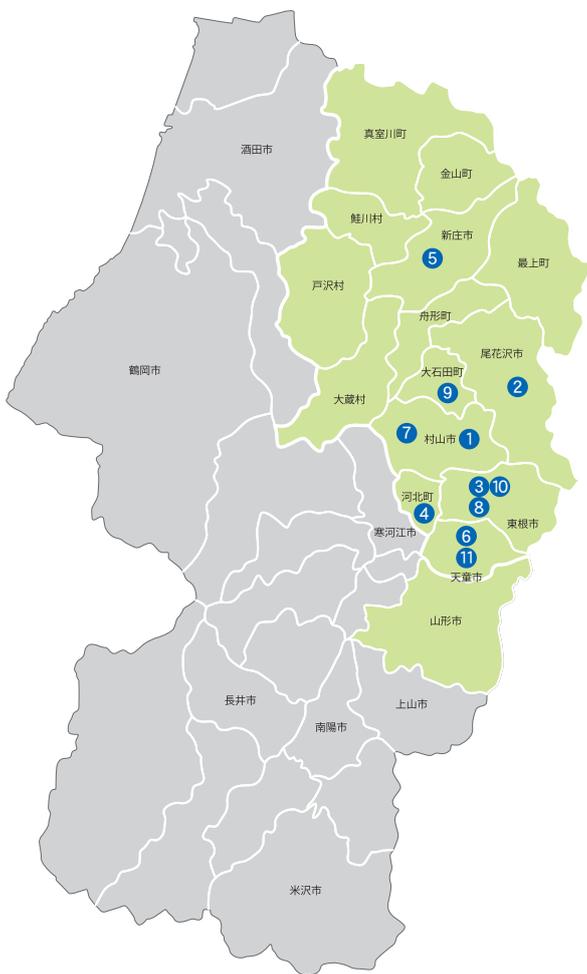
③ 東根支店 ⑩ 東根温泉支店



④ 谷地支店



⑤ 新庄支店



は当組合の営業エリア



⑥ 天童支店



⑦ 河西支店



⑧ 神町支店



⑨ 大石田支店



⑪ 天童西支店

令和元年6月25日現在

店舗一覽 (事務所の名称・所在地)

店名	住所	電話	ATM
① 本店	〒995-0016 村山市楯岡晦日町1番8号	0237-55-5581	2台
② 尾花沢支店	〒999-4227 尾花沢市中町2番56号	0237-22-1215	2台
③ 東根支店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目8番20号	0237-42-0453	1台
④ 谷地支店	〒999-3511 西村山郡河北町谷地甲162番地の1	0237-72-5155	1台
⑤ 新庄支店	〒996-0071 新庄市小田島町5番49号	0233-22-2555	1台
⑥ 天童支店	〒994-0002 天童市乱川二丁目4番6号	023-654-6111	1台
⑦ 河西支店	〒995-0204 村山市大字稲下166番地	0237-56-3001	1台
⑧ 神町支店	〒999-3763 東根市神町中央二丁目9番10号	0237-47-1151	1台
⑨ 大石田支店	〒999-4112 北村山郡大石田町緑町9番地の2	0237-35-5150	1台
⑩ 東根温泉支店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目8番20号	0237-43-7700	-
⑪ 天童西支店	〒994-0081 天童市南小畑三丁目1番3号	023-652-1024	1台

◆店外ATM店

店名	住所	ATM
天童西支店 天童西出張所	〒994-0034 天童市本町二丁目4番2号	1台
東根支店 東根温泉出張所	〒999-3702 東根市温泉町一丁目6番2号	1台

索引

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。「*」印は協金法施行規則および金融再生法に定められた法定開示項目、「◎」は監督指針の要請に基づく開示項目です。

ごあいさつ	2	*有価証券の残存期間別残高	21
概況・組織		*預証率	17
事業方針	2	経営管理態勢に関する事項	
*役員一覧	3	*法令等遵守態勢	11
*事業の組織	3	*リスク管理態勢	11
*会計監査人の氏名又は名称	3	*苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
*店舗一覧	29	財産の状況	
自動機の設置状況	29	*貸借対照表	13
地区一覧	29	*損益計算書	14
組合員数	1	*剰余金処分（損失金処理）計算書	14
主要事業内容		*リスク管理債権及び同債権に対する保全額	21
*主要な事業の内容	10	*金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	21
業務に関する事項		*有価証券、金銭の信託等の状況	20
*事業概況	2	*貸倒引当金の内訳	22
*経常収益	4	*貸出金償却額	22
業務純益	17	◎代表理事による適正性・有効性について	14
*経常利益（損失）	4	*法定監査	14
*当期純利益（損失）	4	自己資本の充実の状況について	
*出資総額、出資総口数	4	*自己資本の構成に関する事項	23
*純資産額	4	*自己資本の充実度に関する事項	24
*総資産額	4	*金利リスクに関する事項	24
*預金積金残高	4	*業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	25
*貸出金残高	4	*信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	25
*有価証券残高	4	*一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	26
*単体自己資本比率	4	*リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	26
*出資配当金	4	*信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	26
*職員数	4	*自己資本調達手段の概要	26
主要業務に関する指標		派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	27
*業務粗利益及び業務粗利益率	17	証券化エクスポージャーに関する事項	27
*資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	17	*出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等	27
*資金利鞘	17	*子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等	27
*資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	18	*出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	27
*受取利息、支払利息の増減	17	その他業務	
役務取引の状況	17	主な手数料一覧	28
その他業務収益の内訳	17	その他	
経費の内訳	17	◎総代会等に関する情報開示	5
*総資産経常利益率	17	◎地域密着型金融の取組み状況	7
*総資産当期純利益率	17	◎地域貢献	7
預金に関する指標		*中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	8
*預金種目別平均残高	18	キャッシュカードの安全対策	12
預金者別預金残高	18	金融円滑化に関する基本方針	12
*定期預金種類別残高	18	トピックス	9
財形貯蓄残高	18	当組合のあゆみ	10
役職員1人当りの預金残高	18	◎報酬体系について	22
1店舗当りの預金残高	18	◎経営者保証に関するガイドラインへの対応	22
貸出金等に関する指標			
*貸出金種類別平均残高	19		
*貸出金金利区分別残高	20		
*貸出金担保別残高	19		
*債務保証見返担保別残高	20		
*貸出金使途別残高	19		
*貸出金業種別残高・構成比	19		
*預貸率	17		
消費者ローン・住宅ローン残高	20		
貸出先の金額階層別構成	20		
役職員1人当りの貸出金残高	18		
1店舗当りの貸出金残高	18		
有価証券に関する指標			
*有価証券の種類別平均残高	20		

ちかくにいるから、チカラになれる



〒995-0016 山形県村山市榎岡晦日町1番8号
TEL : 0237-55-7333 FAX : 0237-55-5594
U R L : <http://kitagunshinkumi.jp>
E-mail : kitashin@peach.ocn.ne.jp